保険法 判例研究 34

八身傷害保険と搭乗者傷害保険における 自動車の運行に起因する」の意義

共栄火災海上保険株式会社

島 智久

東京地裁

23726号 平成25年3月11日判決 1 8 0 6 0 (文献番号:25511468) (文献番号:2013WLJPCA03 '(控訴) LEX/DBインターネッ ウエストロー・ジャ 平成 23 年 (ワ) 第

本件の争点

ら降車して避難する際、 れにより、運転者及び同乗者が前記車両か 運行に起因する事故が発生した。また、こ エンジンが停止し、走行不能となるという 中豪雨により冠水していた道路に侵入して 下、本件車両)が、台風の影響に伴った集 険者が運転をしていた普通乗用自動車 本件は、自動車保険の契約者である被保 濁流に流されて

同

> 求した事案である。 た自動車保険契約に基づき死亡した3名の 社である被告に対し、本件車両に付保され 主張して、相続人である原告らが、保険会 乗者1名を除く3名が死亡するに至ったと 人身傷害保険金及び搭乗者傷害保険金を請

事故と被保険者の死亡との相当因果関係が があったと認められる場合、その運行起因 あるのか否か(争点2・相当因果関係の 点1・運行起因事故の有無)、運行起因事故 下、運行起因事故)があったのか否か に定める自動車の運行に起因する事故 争点は、人身傷害条項・搭乗者傷害条項 保険金額 (争点3) の三点である。 议

(2)

2 事実の概要

(1)以来の最高値を記録し、「おおむね10 については統計を取り始めた昭和52年 0 ŋ 空気が重なり西日本に流れ込んでいたた 空気と太平洋高気圧の縁辺からの湿った であった。) 0年に一度の降雨」をも遥かに凌ぐもの をゆっくり北に進み、 平成21年8月9日台風9号は、 ■を超える大雨となった。(降水量等 兵庫県では大気の状態が不安定とな 同日の夜、佐用町では総雨量が30 台風周辺の 兀 湿った 国 泙

原告Dが同乗して、福岡県内のAの実家 から中国自動車道を作東インターチェン 大雨の影響で通行止めとなっていたこと から兵庫県養父市内の自宅に向う途中、 Aが運転する本件車両に、 В C 及び

ては、 された)また、本件車両は、 用町内の佐用川付近において本件車両と ジでおり、その後一般道を経由して佐用 ている。 佐用川内において無人の状態で発見され 動車に搭乗した状況ではない状況で発見 は別の場所にて遺体で発見された。 の、原告Dを除くAらは、 水害に遭遇し、原告Dは救助されたもの おいて、前記⑴の大雨によって発生した 町に至った。その後、 死因については、死体検案書によれ Aについては溺水、B及びCについ いずれも窒息及び溺水吸引とされ Aらは佐用町内に 同月10日 佐用町内の 自 佐

BはAの妻であり、C及び原告Dは、 に告Xは、Bの実母である。原告Dを除 に会議が に会が に会が に会が に会が に会が に会が に会が にの法定相続人は、原告Dのみである。 なる。また、Cの法定相続人は、原告Dのみである。 なる。また、Cの法定相続人はでの祖父で あるGと原告Xの2名であるところ、同 かると原告Xの2名であるところ、同 が相続する旨の遺産である被告に対する本 体保険契約に基づく保険金請求権を原告

(4) 原告らは被告に対し、本件保険契約に4) 原告らは被告に対し、本件保険契約に該当しないことを理由に支払、との支払いを請求したところ、被告は、基づく人身傷害保険金及び搭乗者傷害保

傷害条項には以下の規定があった。(5) 本件保険契約の人身傷害条項、搭乗者

第1条(保険金を支払う場合)●人身傷害条項

① 当会社は、日本国内において、被保険 者が次の(1・2)のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故または犯罪加害行為により身体に傷害を被ること(以下「人身傷害事故」といいます。)によって被保険者またはその父母、配偶者(注1)もしくは子が被る損害(第7条(損害額の決定)に定める損害の額をいいます。以下同様とします。)に対して、この人身傷害条項および第5章一般条項に従い、保険金を支払います。

(3)

(注1) 内縁を含みます。

(5)

故 (注2)の運行に起因する事

(注2) 原動機付自転車を含みます。

(2) 自動車(注2)の運行中の、飛来中

せた。

内(注3)に搭乗中である場合に限り規の乗車装置または当該装置のある室規の乗車装置または当該装置のある室だし、被保険者が自動車(注2)の正とがし、被保険者が自動車(注2)の落下。た場がよりである。

切られている場所を除きます。(注3) 隔壁等により通行できないように仕

〈本条後略〉

第2条(被保険者の範囲)

- は、次の(1)~(5)のいずれかに該当する者は、次の(1)~(5)のいずれかに該当する者
- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者(注1)
- (3) 記名被保険者またはその配偶者

注

- 1) の同居の親族
- 1)の別居の未婚の子(4)記名被保険者またはその配偶者(注)

室内(注2)に搭乗中の者正規の乗車装置または当該装置のある

(注1)内縁を含みます。

(注2) 隔壁等により通行できないように仕

切られている場所を除きます。

〈本条後略

●搭乗者傷害条項

第1条(保険金を支払う場合)

- 項に従い、保険金を支払います。 まかにより身体に傷害を被った場合は、事かにより身体に傷害を被った場合は、事かにより身体に傷害を被った場合は、
- しくは落下中の他物との衝突、火災、(2) 被保険自動車の運行中の、飛来中も1) 被保険自動車の運行に起因する事故

(景)後ろ) 爆発または被保険自動車の落下

第2条(被保険者の範囲)

① この搭乗者傷害条項における被保険者の者とします。

切られている場所を除きます。(注1)隔壁等により通行できないように仕

本条後略〉

3. 判旨(請求棄却)

この主張は主に事故当時佐用高校の教頭で 事故(本件事故)を生じさせた旨を主張し、 件車両を走行不能に至らしめるという自損 中での本件車両の走行を継続し、もって本 両を突っ込ませ、さらに相当程度の水位の 車両を走行させて大規模冠水場所に本件車 時前後ころ、本件現場において漫然と本件 できる状態ではなかった上、実際、 況に整合せず不自然というべきである。ま 家族がはっきり見えたとするのは客観的状 がら、F供述中の4人家族を目撃した状況 づくものである (以下、F供述)。 しかしな 求事件)における供述や同人の陳述書に基 裁平成23年(ワ)第25670号保険金請 あったFの本件訴訟及び別件訴訟 ていたわけではなかったことを強くうかが 本件現場付近の明るさ、視認状況から4人 に関する部分は、供述の正確性に関係する 原告らはAが、平成21 F供述からは、4人をよく見ることが 年8月9日午後9 (東京地 よく見

件事故の発生を認めるに足りる証拠はなFの目撃した供述部分は採用できず他に本

ることはできない。 条項が定める運行起因事故があったと認め 能性が高いものというべきであり、 固有の危険性が具体化したものではない可 によるものであって、自動車本来が有する る大雨による佐用川の氾濫という自然災害 れば、Aらの死亡の原因については、 をも遥かに凌ぐものであったことを考慮す た大雨が「おおむね100年に一度の降雨 加えて、平成21年8月9日に佐用町に降っ は不明といわざるを得ない。 Aらが本件車両を停止させ、降車した経緯 記水害に遭遇したものと認められる。一方、 は、本件車両を停止させ、降車した後に前 所で発見されていることからすれば、 ところ、Aらの遺体及び本件車両が別の場 発生した水害に遭遇し死亡したものである Aらは佐用町内において、 大雨によって かかる事情に 本件各

ては、大雨による佐用川の氾濫という自然し、結局のところAらの死亡の原因についの停止原因について証明がないことに帰着なお、F供述を前提としても、本件車両

べきである等の理由から総合的に判断し、

わせるところ、詳細かつ具体的な供述をし

ていることは不自然な感が拭えないという

めることはできない。 する固有の危険性が具体化したものではな 各条項が定める運行起因事故があったと認 い可能性が否定できないことになり、本件 災害によるものであって、自動車本来が有

4

求棄却となったものである 故そのものの立証が不十分ということで請 本判決は、保険金請求にかかわる保険事

川の氾濫によって流されたこと、原告Dを り中国自動車道が通行止めとなり中国自動 の意義の問題)である 起因事故に該当するのかの問題 主張の原因があったとすれば、これが運行 求原因の問題)であり、次に、 条項に定める事故の立証の問題(保険金請 意味をもつと考えられる。まずは、本件各 因事故の有無ということについては2つの 本件車両も流されていること。のみである。 除く3名が溺死したこと、川の氾濫により 車道をおりたこと、原告Dおよび他3名が で自宅へ向かっていたこと、前記台風によ したがって、本件の争点における運行起 明確な事実は、Aらが帰省先から自動 仮に原告側 (運行起因

> 較検討をする。 問題をまず検討することとし、本判決の結 中で事実認定を行わなくてはならず、この 日 (平成18年 (受) 第2053号) との比 どころとなっている最判平成19年5月29 であるが、今回の評釈においては、後者の 判断過程においても非常に興味深いところ 論の導き方について考え、原告主張のより 本判決では明確な事実(情報)が少ない

(1) 運行に起因する事故の意義

うことにはあまり異論が唱えられるところ 用いることをいう。」と同様で、自動車の固 2項の「自動車を当該装置の用い方に従い る」の意義は「相当因果関係」を指すとい わるところと考えられるが、この「起因す いる感がある。それは、「起因する」にかか る」(自賠法の議論においては「運行によっ ることができるり。一方で、「運行に起因す まで活発に行なわれ、論文等も多数見受け とする「固有装置操作説」が通説となって 有の装置をその用法に従って使用すること て」)となるとその議論はあいまいとなって おり、運行にかかわる議論についてはこれ 「運行」の定義については、自賠法第2条

ではないと思われる。

かどうかということになる。 として一般的に予見し得る事故が発生した 置をその用法に従って使用したことを原因 字義通り考えてみると、自動車の固有の装 そこで、まずは字義として検討してみる。

は運行起因事故といえそうに思える。 ば、前記の自動車が止まってしまったこと とから自動車が止まってしまったとすれ 入し、その際に水がエンジン内に入ったこ 仮に冠水した道路に自動車を運転して侵

ジンが止まってしまった場合はどうであろ 濫等で急激にその場所に水位が増してエン か。また、道路を走行していたら、川の氾 ってしまったとなった場合はどうであろう 後ろに停車し、少ししたらエンジンが止ま 自動車が立ち往生していたことから、 では、仮に冠水した道路を走行中、 その 前に

いえるかといえば大きな疑問が残る。 いものの、そのことを原因としているかと その用法に従って使用したことは間違いな いずれの場合も、 自動車の固有の装置を

といえる。 因する事故といえるかといえば疑問である合、一般的に予見し得る自動車の運行に起のであったといわれる状況下で考えた場のであったといわれる状況下で考えた場

年4月1日の約款改定で新設された規定で 事故条項、搭乗者傷害条項において平成5 突、火災、爆発または被保険自動車の落下. 中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝 分について拡大解釈を行った場合、人身傷害 状況である) したがって、運行起因とした部 たといえる。(まさに運行に際してといえる 償できる範囲として限定列挙して明確にし ならない事象であっても運行中であれば補 約款として本条項は運行起因性が明確とは ために規定化された経緯がある。つまり、 保険自動車の運行起因性®が問題となった どの多くの死傷者を出した事故において被 3年の広島市モノレール橋げた落下事故な 故、平成元年の越前海岸崖崩れ事故、 ある。 これは昭和 54年の日本坂トンネル事 が規定されている。この約款規定は、 傷害条項第1条第1項第2号には、 ことから、これらの事故を保険事故とする 人身傷害条項第1条第1項第2号、 搭乗者 次に、約款の立場から検討してみたい。 平成 自損

のものを崩壊させかねないものと考える。 1条第1項第2号の規定はそもそも意味を 1条第1項第2号の規定はそもそも意味を 放大解釈をするべきではない。また、安易に拡 放大解釈によって、自動車にかかわるリス クを補償するといった自動車保険の機能そのものを崩壊させかねないものと考える。

(2) 本判決の結論への導き

本判決は、保険事故の立証の問題から運不制決は、保険事故の立証の問題からのま保(争点2)について判断を行なわず、請係(争点2)について判断を行なわず、請係(争点2)について判断を行なわず、請求を棄却している。これは、本件が人身傷がよび搭乗者傷害保険というファーストパーティー型の保険であることからのストパーティー型の保険であることからの場所により、運行によりである。

本件と同一の事象で、運転者であるAを本件と同一の事象で、運転者であるAを根述の信用性を評価し、F供述を基にした別件訴訟。4この別件訴訟においては、F別件訴訟。6、判旨記載別件訴訟。以下、別件訴訟が提出である人を

とはさほど難しいものではないと考える。 も可能であり、請求棄却の結論を導き出すこ 述を前提としても、自賠法第3条但書の立証 現化した危険を負うものと考えれば、 の趣旨として、自動車の固有の危険性の具 ることが出来ることと同時に、 考えられる。つまり、 が必要となってくることが影響していると ーティー型の保険であり、賠償責任の発生 いては、自賠責保険はあくまでもサードパ かわらず、 いては、自然災害(不可抗力)免責を考え 事実認定で異なったところにつ 別件訴訟の事案にお 自賠責保険 F 供

請求棄却とした判断は妥当と思われるの。 と異なり立証責任が保険金請求権者にある となっている事実が少なく、また、 実際、本件においては、前述のとおり明確 断が求められることになると考えられる。 断することが必要であり、相当シビアな判 因事故の判断および死亡との因果関係を判 が阻却されることはないことから、 は、免責規定がなければ、保険金支払責任 れれば、 険は傷害保険であり、一定の要件が満たさ 方、人身傷害保険および搭乗者傷害保 自然災害(不可抗力)による免責 保険事故の立証が不十分として 自賠法 運行起

年5月29日(以下、平成19年最判)との において原告が主張していた、最判平成19 (3)比較検討をすることとするか。 したことが認められることから、本件訴訟 を降りて移動している際に水害にあい死亡 本事案でもA、B、C、 最判平成19年5月29日のとの当てはめ 原告Dは自動

と死亡とに相当因果関係を認めた)と判断 らの因果の流れに死亡があった(自損事故 とから運行に起因する搭乗中の自損事故か 所的にも近接していることをあげ、このこ のであったこと、自損事故と時間的にも場 と、避難行動は避難経路も含めて自然なも 車外に避難せざるを得ない状況であったこ トとしては、切迫した危険を避けるために 平成 19 年最判において判断したポイン

事故当時、 浸入することはなかったことからすれば、 際にはF運転の自動車のドアは開き、水が 故現場に到着しており、Fが道路に下りた たかであるが、FよりもAらは先に本件事 めに車外に避難せざるを得ない状況であっ してみる。 ここで、原告主張のF供述を前提に検討 まず、切迫した危険を避けるた 切迫した危険にさらされ、 避難

> にもかかわらず、Fよりも避難行動にうつ らすると先に本件事故現場に到着してい 然なものであったかであるが、Fの証言か ら、判断としては微妙なところと考える。 かわらず一定の時間が経過していることか 問題であること、また、時間的にもFより とおり、本件停車が自損事故といえるかが にも近接しているかであるが、既に述べた ない。最後に自損事故と時間的にも場所的 動の適切性には疑問が残るといわざるを得 る時間的差異があることからすると避難行 せざるを得ない状況とは必ずしもいえな も先に避難行動に移ることが出来たにもか 以上より、本件は平成19年最判とは事案 避難行動は避難経路も含めて自

考える。 の考え方を適用することは適切ではないと を異にしているものであり、平成19年最判

1) 説・物的危険性説等の説もあるが、過去から ている。) ①原動機説:自動車は原動機による 述③の固有装置説に基づいた取扱いがなされ 責保険の実務においては、 代表的な4つの説を取り上げる。 の説がある。(以下の説以外にも、 「運行」という文言解釈ついては、 昭和40年代より後 なお、自賠 次の4

> のほか、 あり、 ②走行装置説:当該装置とは、原動機装置の 進させることをいうとした説。 り自動車をある地点から他の地点に移動し前 動車そのものをさし、走行目的のもとに車庫 98号113頁) 部をその目的に従い操作することとする説。 操作説):当該装置とは、自動車の走行装置 ほか、ハンドル、ブレーキ等の自動車に装備 和38年4月18日 下民集10·4·781頁) 原動機を指し、運行とは、原動機の作用によ 特徴であることなどを背景に、当該装置とは 場所的移動に伴う危険性こそが自動車事故 を問わず運行にあたる。 道路等に出ているかぎり、 を出て車庫に帰るまでの間、 :当該装置とは、 10 · 2 1 2 5 頁) による発進から停止までの走行を指すとする る走行装置であると解し、運行とはエンジン されている操向、制動その他の走行に関連す (最判昭和52年11月24日民集31・6・91 (最判昭和43年10月8日 民集22・ 最判昭和 57 年 1 月 29 日民集 36 · 1 · 運行とはこれらの装置の全部または一 最判昭和63年6月16日判例時報12 当該自動車の固有装置を含むもので 固有装置の結合物である自 ④車庫出入説 (車自体説) ③固有装置説(固有装置 走行中、 交通の場である (神戸地判昭 駐停車中

があるところではある(鴻 にするため、同義と考えることについて異論 |賠法における「運行によって」と文言を異 自動車保険における「運行に起因する」は、 常夫編

のと考える。

のと考える。

のと考える。

のと考える。

のと考える。

のはが非常に曖昧となっており、「運行にこの点が非常に曖昧となっており、「運行にこの点が非常に曖昧となっており、「運行にこの点が非常に曖昧となっており、「運行にいれる」と「因って」を考慮すると、双動車保険約款211頁1995年有斐閣)が、動車保険約款211頁1995年有斐閣)が、

、 自損事故保険、搭乗者傷害保険において は、「被保険自動車の運行に起因する事故」と 地で、「自動車の運行に起因する事故」と規定 されている。日本坂トンネル事故の場合は、 では、「被保険自動車の運行に起因する事故」と規定 されている。日本坂トンネル事故の場合は他の自 規定されているが、人身傷害の場合は他の自 規定されているが、人身傷害の場合は他の自 規定されているが、人身傷害の場合は他の自 規定されているが、人身傷害の場合は他の自 地保険自動車の運行に起因する事故」と規定 されないこととなる。

れない。
車の運行に起因する事故」とはいえず補償さより死傷したものであり、前述同様に「自動は、自動車の運行中に落下してきた橋げたには、自動車の運行中に落下してきた橋げたにまた、広島市モノレール橋げた落下事故で

られていないことから、

事例判決と捉えるべ

射程を検討する必要性は乏しいと

CA05226003、上告) ー・ジャパン 文献番号:2013WLJP 東京高判平成25年5月22日 平成25年(ネ)

本判決では、原告の主張に応えるための趣があったと思われるが、「自動車本来が有官があったと思われるが、「自動車本来が有官があったと思めることはできない。」と判示しており、保険事故を否定したのであればいささか蛇足的に感じる。また、「自動車本来が有する固有の危険性が具体化したものではない」=「運行起因事が具体化したものではない」=「運行起因事が具体化したものではない」=「運行起因事が具体化したものではない」=「運行起因事が具体化したものではない」=「運行を認めることは若干論理の飛躍があり、唐突感が否め、本判決では、原告の主張に応えるための趣はがあったと認めることはできない。

6 最判平成19年5月29日(判例タイムズ11頁)の事案は、東北縦貫道の中央分離帯に1頁)の事案は、東北縦貫道の中央分離帯にたがり停車してしまったため、運転者が路側帯脇に退避しようと高速道路を横断したところ、後続の自動車にはねられ死亡したことにより、搭乗者傷害保険金を請求した事案で、搭乗者傷害の請求を認めた判決である。搭乗者傷害の請求を認めた判決である。

